

第3節 ドイツ

1 障害者の就業関連統計

ここでとりあげる統計調査は、前述したEC刊行の『障害者の統計データ集』に掲載されているものの一部で、ドイツの関係では以下の五つである。ここで利用するデータの範囲は旧西ドイツに限定されている。まず、それぞれの調査の概要を述べる。

調査⑧ ミクロセンサス

この調査は、「重度障害者法」(1975年)にしたがって実施されているものである。しかし、この調査は本人からの自己申告で、調査期間中に自分自身を障害をもつとみなした人が障害者となる。連邦統計局による調査で、サンプルは総人口の1%である。ただし、障害に関する質問は半分のサンプル(全人口の0.5%)にすぎない。最近では1976年、86年、89年に実施されているが公表が遅く、EC刊行の『障害者の統計データ集』の作成時点で利用できるデータは1976年のものであった。本稿の執筆時点では、89年調査の結果が公表されているが、ここでは利用していない。

「この調査の結果は、障害者数を過小評価している。事実、その調査からは93万人を加えた329万人が自己申告による障害者で、障害年金(invalidity pension)やそれと同じ年金をもらう権利があるが、それらは重度障害者としてはみなされていない」(EC [1991])。そのためECの統計データ等では障害者総数を329万人としている。

調査⑨ 重度障害者調査

この調査では、障害の定義を自己申告によってではなく、「重度障害者法」による障害定義にもとづいて実施している。そのため、調査対象者は障害手帳(a valid identity card)の保有者、つまり登録障害者(registered disabled)である。この法律では、6か月以上の永続的性質をもつ身体的、知的あるいは精神的(physical, mental or psychic)インペアメントのあらゆるものを含み、以下の区分で障害程度を定義している。この法では、同じ年齢の典型的健康状態と異なる状態を異常とみて、廃疾(invalidity)としている⁴⁾。

- a. 重度障害者：廃疾の程度が50%以上の人
- b. 重度障害者と同じ状態の者：労働関係機関の支援なしでは仕事を確保、維持す

ることができない廃疾の程度が30～50%の人

- c. 軽度障害者：廃疾の程度が50%未満で、重度障害者と同じ状態にない人。このカテゴリーは、「重度障害者法」では適用外となる。

この調査では、上記の a と b のカテゴリーが対象となるが、調査年によって対象が異なることに留意されたい。1979年、81年、83年調査では二つのカテゴリーを含んでいたが、最近の1985年、87年調査では廃疾の程度が50%以上がその対象者となってきた。つまり、85年、87年調査では、廃疾程度の30～50未満の人が調査対象とならないのでデータはない。そして、81年と83年の調査結果から、廃疾程度30～50未満の障害者数は、疾病程度50%以上の重度障害者数の18%とみられている。

調査⑩ 障害者雇用割当適用者調査

この調査は、「重度障害者法」の障害の定義と同じである。つまり、障害の程度が50%以上あるいはそれと同等の状態にある人が対象となる。

ドイツの障害者雇用割当制度(quota system)は、15人以上規模のビジネスに対して、全体の雇用者のうち6%以上の障害者雇用を義務づけている。この調査はその制度との関連で毎年10月に実施され、割当雇用制度のもとに就業している重度障害者の調査である。このシステムの外で就業している人数に関しては、その情報がえられる最後の調査は1985年実施の調査である。そのため、ここで利用する統計では、割当雇用制度の外で働く就業者数については、85年以外は外挿法による推計値を表示している。

調査⑪ 保護的就業調査

この調査は、「就業促進法」(Law on the promotion employment)によって規定されている「統合や仕事の維持が困難な身体的、精神的、心理的な障害をもつ人で、そのために稼得能力(earning capacity)の維持、改善、発展、再構築のために特別の支援が必要な人」を対象としている。「就業促進法」では、前述した「重度障害者法」による障害認定を必要としない。この調査は、毎年3月、保護工場(sheltered workshop)の在籍者数から把握している。

調査⑫ 失業障害者調査

調査の対象となる障害者は、「重度障害者法」で定められた障害者である。「重度障害者法」で

いう障害程度50%以上の障害者に関する調査である。障害程度が50%以上については毎月、それと同程度の障害者については毎年9月に実施している。このデータの公表では軽度の障害者（障害程度が30～50%未満）の数も明らかにされている。

2 障害者の総数

連邦統計局のマイクロセンサス（調査）は発表が遅く、E C刊行の『障害者の統計データ集』では、1976年の調査結果がとりあげられている。調査時点がかなりふるくなるが、76年の障害者総数は330万人である（表6-20-(1)）。労働年齢層である15～64歳の障害者数は192万人、障害者総数に占めるその比率は58.1%である。

表6-20-(1) 年齢別障害者数
—マイクロセンサス76年—

年 齢・性	千 人	A %	B %
15歳未満	137	4.2	1.1
男	75	4.4	1.1
女	63	3.9	1.0
15～24	177	5.4	2.0
男	98	5.8	2.2
女	79	4.9	1.8
25～49	670	20.3	3.2
男	388	22.8	3.6
女	283	17.7	2.8
50～64	1,070	32.4	10.1
男	629	37.0	15.8
女	441	27.6	7.8
65歳以上	1,245	37.7	13.6
男	511	30.0	14.7
女	733	45.8	12.9
計	3,299	100	5.4
男	1,701	100	5.8
女	1,599	100	5.0

注) A : 男, 女, 男女計に対する比率
B : 同じ年齢グループの障害者比率

障害者総数を把握する最新のデータは重度障害者調査である。自己申告によって障害者を把握するマイクロセンサスとは異なり、この調査は、法律による支援助成などのデータを利用しているので重度障害者に関しては最も信頼できる情報源である。しかし、対象が「重度障害者法」に適用される受益者に限定されているという制約もある。

この重度障害者調査は、前述した通り、調査年によってその対象範囲が異なり、83年調査までは障害程度が最低30%以上、85年調査以降は障害程度が最低50%以上となっているので留意されたい。そのこともあり、85年以降は81年と83年のデータから障害程度が最低50%以上の重度障害者の18%が、障害程度30~50%未満の人数であるという前提で、両者をあわせた障害程度30%以上の障害者数が、労働省及び社会保障省から公表されている。この数字が障害者総数の実態に近いと思われる。そして、障害程度30%以上の障害者総数は、ここでは表示していないが、83年661万人、85年634万人、87年605万人、88年614万人である。

表6-20-(2)) は、87年の重度障害者調査の結果であるが、ここでの障害者総数513万人は、障害程度50%以上についてだけである。労働年齢である15~64歳層の障害者は272万人、障害者全体に占めるその比率は53%である。

障害種類別では、表6-21から主要なインペアメントごとにみることができる。運動障害<motor impairment>とそれ以外の身体障害<physical impairment>（感覚、内部器官など<aesthetic, internal organ, etc>）とが、それぞれ33.5%、38.2%と高い比率を占めている。重複障害も35.7%と多い。また、労働年齢である15~64歳についてもみても、この傾向はほぼ同じであることがわかる。

表 6 - 20 - (2) 年齢別障害者数
 - 重度障害者調査87年 -

年 齢・性	千 人	構 成 比	%
15歳未満	77	1.5	
男	44	1.6	
女	33	1.4	
15～24	140	2.7	
男	80	2.9	
女	60	2.5	
25～34	196	3.8	
男	113	4.1	
女	83	3.5	
35～44	255	5.0	
男	146	5.3	
女	109	4.6	
45～54	688	13.4	
男	408	14.8	
女	280	11.8	
55～59	605	11.8	
男	379	13.7	
女	226	9.6	
60～64	832	16.2	
男	516	18.7	
女	316	13.4	
65歳以上	2,335	45.5	
男	1,077	39.0	
女	1,258	53.2	
計	5,127	100	
男	2,763	100	
女	2,365	100	

注) 障害程度50%以上の重度障害者についてである。

表 6-21 年齢・障害種類別障害者数
— 重度障害者調査87年 —

年齢	インペアメントの種類																			
	視覚障害		聴覚障害		知的障害		脳障害		精神障害		運動(身体)障害		その他の身体障害 (内部器官など)		その他		重複		計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
計	226	4.4	183	3.6	155	3.0	312	6.1	105	2.0	1,718	33.5	1,958	38.2	470	9.2	(1,828)	(35.6)	5,127	100
15歳未満	3	3.9	6	7.8	18	23.3	13	16.9	1	1.3	10	13.0	15	19.5	11	14.3	(6)	(7.8)	77	100
15～24	6	4.3	10	7.1	39	27.9	25	17.8	3	2.1	25	17.9	19	13.6	13	9.3	(13)	(9.3)	140	100
25～34	8	4.1	9	4.6	40	20.4	30	15.3	9	4.6	49	25.0	30	15.3	21	10.7	(20)	(10.2)	196	100
35～44	10	3.9	11	4.3	21	8.2	26	10.2	13	5.1	77	30.2	68	26.7	29	11.4	(38)	(14.9)	255	100
45～54	23	3.3	22	3.2	18	2.6	42	6.1	26	3.8	230	33.4	254	36.9	73	10.6	(151)	(21.9)	688	100
55～59	17	2.8	19	3.1	6	1.0	27	4.5	15	2.5	209	34.6	253	41.8	59	9.7	(172)	(28.4)	605	100
60～64	25	3.0	27	3.2	5	0.6	34	4.1	15	1.8	306	36.8	332	39.9	88	10.6	(279)	(33.5)	832	100
65歳以上	134	5.7	80	3.4	8	0.4	114	4.9	22	1.0	813	34.8	988	42.3	176	7.5	(1,149)	(49.2)	2,335	100
15～64歳	89	3.3	98	3.6	129	4.7	184	6.8	81	2.9	896	33.0	956	35.2	283	10.4	(673)	(24.8)	2,716	100
15～64歳が 占める比率	39.4		53.6		83.2		59.0		77.1		52.2		48.8		60.2		36.8		53.0	

障害程度では、50～59％と100％の層が多く、中間が少ない（表6－22）。このデータには、労働年齢以外にも15歳未満と65歳以上の障害者を含んでいるので留意された。

表6－22 障害程度別障害者数
－重度障害者調査87年－

障害程度	男 千人	女 千人	計 千人	%
50～59	747	530	1,277	24.9
60～69	449	361	810	15.8
70～79	360	297	657	12.8
80～89	455	459	914	17.8
90～99	166	157	323	6.3
100	585	561	1,146	22.4
計	2,763	2,365	5,127	100

表6－23は、障害程度50％以上の重度障害者に関するもので、障害の種類と障害原因をクロスさせてみることができる。障害の発生原因として、疾病が81.3％と多い。事故は3.0％と全体に占める比率は小さいが、そのなかでは労働災害が半分以上を占めている。ただし、このデータも労働年齢以外の15歳未満と65歳以上の障害者を含んでいる。

表 6-23 障害種類別障害の発生原因
— 重度障害者調査87年 —

発生原因	(千人)										
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	脳障害	精神障害	運動(身体)障害	その他の障害 (内部器官 など)	その他	重複	計	比率%
計	225.6	183.3	155.0	312	105.0	1,718.1	1,958.5	470.2	1,828.1	5,127.3	100.0
先天	11.2	22.1	99.1	18.9	0.0	46.3	13.6	11.5		222.7	4.3
疾病	183.1	147.6	49.9	243.1	98.3	1,280.6	1,816.8	346.6		4,166.2	81.3
事故	7.3	2.0	0.6	15.3	0.2	111.0	7.5	10.6		154.6	3.0
うち											
労働	3.4	1.3	0.1	5.0	0.8	57.0	6.0	7.2		80.1	(1.6)
通勤	1.2	0.3	0.2	6.7	0.9	25.8	0.7	2.0		37.1	(0.7)
家庭	0.7	0.1	0.1	0.7	0.0	6.9	0.3	0.4		9.2	(0.2)
その他	2.0	0.3	0.2	2.9	0.0	21.3	0.5	1.0		28.2	(0.5)
戦争	14.1	4.4	0.2	20.5	0.3	180.9	41.0	55.4		316.8	6.2
その他	9.9	7.2	5.2	13.7	6.1	99.3	80.0	46.1		267.1	5.2

3 障害者の就業と失業

連邦労働省と社会保障省は、毎年、障害をもつ労働者の数を公表している。これらは、「重度障害者法」でいう障害者について、障害者割当雇用制度（obligatory legal scheme=quota system）で就業している労働者数である。1985年調査では、割当雇用制度以外の就業者も把握しているが、それ以外の年については外挿による推計値である。なお、85年の障害者の就業者総数は88万人（割当雇用が81万人、それ以外が7万人）である。割当雇用制度の適用者（就業者）の人数の減少傾向がみられる（表6-24）。

表 6-24 一般的環境での就業障害者数
－障害者雇用割当制度適用者調査88年－

年	割当適用者での 就業障害者	割当適用者以外の 就業障害者 *	計
1980	914,722	63,000	977,722
1981	-----	-----	-----
1982	951,703	65,000	1,016,703
1983	896,808	65,000	961,808
1984	850,256	67,000	917,256
1985	811,725	69,500	881,225
1986	792,993	69,500	862,493
1987	778,393	69,500	847,893
1988 計	772,594	69,500	842,094
公共部門	156,249		
民間部門	616,345		

注) 85年を除いて、他は外挿法による推計値である。

* 85年と86年の比較は、法改正があり限界がある。

87年の障害者の就業者数は85万人である。そのうち、割当雇用制度の適用者は78万人、それ以外は7万人である。

88年には割当雇用制度が適用されている障害労働者総数は77万人（うち、公共部門が16万人、民間部門が62万人）である。これに、割当雇用制度が適用されていない障害就業者7万人を加えた障害者の就業者総数は84万人である（表6-24）。

前述した労働年齢層である87年の15～64歳の重度障害者（障害程度50%以上）の人数272万人（表6-20-(2)）に対し、87年の就業者総数85万人が占める比率（＝障害者就業率）は31.3%である。

表6-25は、88年の割当雇用制度の適用就業者のうち、民間で就業している就業者の産業部門をみたものである。製造業が51.3%と多く、健常者を含む全体の就業者と比べても、その比率が高いのが特徴的である。他方、商業やその他サービスにおいては、全体と比べ障害者の比率が低くなっている。

表6-25 一般的環境での民間における産業別就業障害者数
－障害者雇用割当制度適用者調査88年－

産業	1988年 重度障害者		1987年 就業者計*
	人数	%	%
農業	1,892	0.3	0.9
エネルギー, 水	25,144	4.1	2.1
製造業	316,036	51.3	34.0
建設, 土木	22,096	3.6	6.2
商業	56,779	9.2	15.5
運輸, 通信	54,696	8.9	6.3
金融, 保険	27,387	4.4	7.6
その他のサービス	97,444	15.8	27.4
非官利団体, 家事	14,644	2.4	
不明	227	0.0	
民間部門の計	616,345	100	100

* Eurostat " Employment and unemployment " 1989

障害者の保護的就業については、「就業促進法」によって規定されている。そこでは、身体(physical)、精神(psychic)、心理的(psychological)障害をもっている人で、職業的統合の見込みがあるか、仕事(能力)の減退を抑える見込みがある人、あるいは、特別の援助を必要とする人を対象としている。つまり、保護的就業に従事している人は、職業的稼得能力の維持、改善、発展、再確立(re-establishment)のための援助を必要としている人である。ここでの就業では、重度障害者法での障害認定は必要ではない。

表6-26は、毎年3月時点で、保護的工場(sheltered workshop)に就業している人数である。89年には11万人で、近年増加傾向にある⁵⁾。

表 6-26 保護的環境での就業者数
—保護的就業調査89年—

年	人数
1984	75,000
1985	87,700
1986	94,800
1987	102,600
1988	108,800
1989	114,000

政府統計とは別に、障害者ワークショップ協会でその就業者数を把握している。調査結果の内容は以下の通りである。

「ワークショップに就労している障害者に関する情報としては、障害者ワークショップ協会(BAG/WfB)が、1987年12月31日現在で実施した調査に基づくものがあるだけである。これには、旧西ドイツにおける377の障害者ワークショップへの就労者87,244人に関する情報が含まれている。……/それによると男性(57%)が女性(43%)を上回っている。また、半数近くが20歳以上30歳未満であり、30歳以上40歳未満が約4分の1を占めている。20歳未満が最も少なく(7%)、40歳を越える層が20%を占めている。/障害の種類別では精神薄弱者が最も多く(83%)、次いで精神障害者(10%)、身体障害者(7%)の順になっている」(サモイほか[1993])。

障害者の失業に関しては、連邦労働部(Federal Labour Office)から、仕事を探している重度障害者の失業者数が公表されている。この障害者には、障害程度50%以上の障害者とそれと同等

の状態にある登録者を含む。後者の同等の状態にある登録者グループには、労働機関(labour authority)の援助なしには仕事をすることができない障害程度30%～50%未満の障害者を含む。

89年の失業障害者数は12万人である(表6-27)。88年の障害者就業者総数84万人(表6-24)をあわせた労働力人口は96万人である。87年の15～64歳の障害者総数は272万人(表6-20-(2))である。障害者総数に対する労働力人口の比率(=労働力率)は35.3%、労働力人口に対する失業者の比率(=失業率)は12.5%である。

表6-27 年齢別失業障害者数
— 失業障害者調査89年 —

年 齢	1989年 障害をもつ失業者		1989年 失業者全体*
	人 数	%	%
20歳未満	908	0.7	4.8
男	492	0.6	4.5
女	416	1.0	5.2
20～24	5,259	4.2	14.9
男	2,991	3.6	14.5
女	2,268	5.4	15.3
25～34	14,318	11.5	28.4
男	8,784	10.7	25.4
女	5,534	13.1	31.5
35～44	14,984	12.1	17.8
男	9,972	12.2	18.6
女	5,012	11.8	16.9
45～54	39,951	32.1	19.2
男	25,918	31.6	20.0
女	14,033	33.2	18.4
55～59	41,866	33.7	11.9
男	29,064	35.5	13.3
女	12,802	30.2	10.5
60～65	7,011	5.6	2.9
男	4,745	5.8	3.6
女	2,266	5.4	2.1
計	124,297	100	100
男	81,966	100	100
女	42,331	100	100

注) * Eurostat “ Employment and unemployment ” 1989

失業障害者の年齢構成を、健常者を含む全体の数値と比較すると、失業障害者は45歳以上の中高年齢層の割合が高くなっていることがわかる。また、女性の失業者が少ないことが注目される。

表6-28は、1989年の障害程度別失業者数である。この数字には、障害率が50%以上とそれと同等とみられる障害者を含んでいる。後者のグループには、障害の程度が30～50%の障害者で労働機関からの援助なしに仕事につくことやそれを維持することが困難な障害者を含む。障害程度別では、中間の失業障害者の割合が多いことがわかる。これについては、以下のようなコメントがある。

「障害程度が50%未満の失業率が低い。これは、〈汚名(stigma)〉が登録による優位さをなくすとみられるグループがあることを示している。このグループは、仕事を探す、雇用当局(employment authorities)には障害者として登録しない。／障害程度が高い人の労働市場への参加率は低い」(EC [1991])。

表6-28 障害程度別失業障害者数
—失業障害者調査89年—

障害程度・性	人数	%
30～49 *	4,892 * *	3.9
男	3,037	3.7
女	1,855	4.4
50～79	98,353	79.1
男	64,892	79.2
女	33,461	79.0
80以上	21,052	16.9
男	14,037	17.1
女	7,015	16.6
計	124,297	100
男	81,966	100
女	42,331	100

注) * 公的労働機関(public employment authorities)からの支援なしには職をえたり、維持することができない障害程度30～50未満の人

* * このなかには、障害程度30～50未満の人で重度障害とみなされないが、職がない31,711人が含まれていない。

第4節 フランス

1 障害者の就業関連統計

ここでとりあげる統計調査は、前述したEC刊行の『障害者の統計データ集』に掲載されているものの一部で、フランスの関係では以下の4つである。まず、それぞれの調査の概要を述べる。

調査⑬ 健康とメディカル・ケア調査

この調査は施設を除く一般世帯を対象とした調査で、家族のメンバーで障害(handicapped)を感じる人、あるいは、日常生活で特別な困難をもつ人がいるかどうか、を把握している。財政的支援の受給の有無や障害の種類と程度を識別するため質問も設定した調査である。全国を代表する7,323世帯、21,007人のサンプルで、1980年3月から1981年4月の1年間をかけて実施したものである。このデータを利用して、A.Colveが20,632人についての分析を行った。

調査⑭ 障害者割当雇用制度の調査

障害者割当雇用制度での障害者雇用者数を把握している。このうち民間部門を対象とする調査は労働省による調査で、1985年、86年、88年に実施している。1988年以前は、回答率は大規模企業で非常に高く、小企業では約70%である。

また、公共部門を対象とした調査も実施している。中央政府の管理部門を通して地方機関の状況を把握する方法をとっているが捕捉状況が悪く、1987年、88年、89年の調査のうち、利用可能なのは87年調査のみである。しかし、この87年調査も調査対象となる従業員の半分のみしか把握していない（全体が2,291,149人のうち1,141,571人である）という限界がある。

この調査と対象となる障害者は、障害者割当雇用制度の対象となる障害者で、永続的障害の程度が10%以上で、障害年金(invalidity pension)や一時的障害補助金(temporary invalidity grant)や軍人障害年金を受給している人である。

現在の障害者雇用割当制度は、「障害労働者雇用法」(1987年)に規定されているが、同法によって「障害者基本法」(1975年)の雇用義務は抜本的に変えられた⁶⁾。

1987年の法改正は、88年から適用され、雇用者20人以上規模企業の使用者に対して、3%の雇

用を義務づけている。それ以前には、10人以上規模の使用者に対して10%の雇用を義務づけていた。そして、民間部門と同様に中央及び地方政府にも障害者雇用の義務を課している。

この法の対象者となる障害労働者は、職業指導・職業配置専門委員会（COTOREP : Commissions Techniques d'Orientation et de reclassement professionele）によって承認された人である。すなわち、障害程度が10%以上の労働災害被災者・疾病者、労働あるいは稼得の能力が2/3以上の減退で障害年金(invalidity pension)を受給している人、戦争による障害者である。87年の改正では、障害程度10%未満の障害者は、その対象から除かれることになった。なお、障害年金(invalidity pensions)を受給者は、この法律を利用できるようにするため、COTOREPに報告しなければならない。

⑮ 労働関連施設(work establishment)における障害者調査

この調査は障害や困難をもつ児童及び成人のための施設とサービスに関する調査（ES調査と略、Etablissements spécialisés）である。社会保健省によって、1982年にはじめられた。成人と児童を対象とする調査が交互で行われており、83年は児童、87年は成人である。ただし、この調査は全国ではなく大都市に限定されているので留意されたい。

成人障害者の労働関連施設としては以下のものを含む。

- a. 保護的工場（AP）と在宅での仕事配分センター（CDTD）
- b. 労働支援センター（CAT）
- c. 労働への準備と再訓練センター
- d. 再教育、再適応センター
- e. 事業所経験

「成人」は18～64歳がほとんどを占めており、18歳未満や65歳以上はほとんどいない。対象となる障害をもつ労働者は、仕事を確保したり、維持する能力がインペアメント、身体的、精神的障害によって事実上減退している人である。この状況は、COTOREPによって認定される。この認定によって、障害者は一般的環境で働くのか、保護的環境で働くのか、訓練体系に入るのか、それらの方向が決められることになる。

上記aの保護工場（AP : sheltered workshop）と在宅での仕事配分センター（CDTD : centre for distributing home work）の障害労働者は、簡単な仕事で最低賃金の報酬を受けるため

の活動をしており、一般的環境のなかの労働を保護する。そして、CDTDは、保護工場での規制と同じものとして扱われている。

これに対して、上記bの労働支援センター（CAT：work aid centre）は、一時的あるいは永続的障害をもち、労働能力が通常的能力の1／3以下のものを対象としている。潜在的能力はあるが、一般的環境で働くことができない人を対象としている⁷⁾。

⑩ 失業障害者調査

この調査の対象となる障害者はCOTOREPによって認定された人で、以下のカテゴリーで把握している。

A：軽度、一時的障害

B：中度、安定的障害

C：重度、永続的障害

なお、「仕事を探している人」のカテゴリーは、職業安定所（A. N. E. P. : The National Employment Agency）によってつくられた以下の3区分で、障害、健常を問わずに適用されている。

- 1：とくに定めがない期間のフルタイムの仕事をすぐに探している人
- 2：とくに定めがない期間のパートタイムの仕事をすぐに探している人
- 3：特定期間のフルタイムかパートタイムの仕事をすぐに探している人

2 障害者の総数

全国レベルで最も信頼できるデータは、1980～81年の健康とメディカル・ケア調査（health and medical care）の結果を分析したA.Colvez 編による研究によるもので、そこでは、在宅障害者の総数を513万人、在宅総人口の9.8%とみている（表6-29）。ここでの障害者の定義は、日常生活で困難を経験している人である。また、80～81年の施設にいる疾患者あるいは障害者の数は、約11万人（施設人口の12%）である。その結果、両者をあわせた全体の障害者総数は約524万人である。

表6-29は、日常生活で困難を経験する在宅の障害者について年齢別にみたものである。年齢とともに障害の発生が増加する可能性が高いことを示している。59歳までに关していえば、男性

障害者の絶対数や比率は女性よりも高い。これは部分的には、労働災害の結果が関連している。他方、60歳以上のケースでは、この比率は逆転しており、男性よりも女性の方が高い。

労働年齢である15～59歳の障害者総数は178万人、障害者全体の占める労働年齢の障害者比率は34.7％である。

表 6 - 29 年齢別障害者数

－健康とメディカル・ケア調査80～81年－

年齢	千人	A	%	B	%
15歳未満	179	3.5		1.5	
男	121	5.2		2.0	
女	57	2.0		1.0	
15～29	298	5.8		2.5	
男	183	7.9		3.1	
女	115	4.1		1.9	
30～44	457	8.9		4.6	
男	273	11.8		5.4	
女	185	6.6		3.7	
45～59	1,029	20.0		11.0	
男	568	24.5		12.4	
女	462	16.4		9.7	
60～74	1,641	32.0		26.9	
男	706	30.5		25.7	
女	935	33.2		27.9	
75歳以上	1,531	29.8		49.2	
男	467	20.1		42.8	
女	1,063	37.7		52.7	
計	5,135	100		9.8	
男	2,318	100		9.1	
女	2,817	100		10.4	

注) A：男, 女, 男女計に対する比率

B：同じ年齢グループの障害者比率

在宅についてである。

1980～81年調査から、日常生活で困難がある障害者の障害種類をみたのが表 6 - 30である。ここでは、機能的障害よりも、社会的文脈から障害の状態を分類する傾向がみられる。身体障害84.9％、移動障害61.9％、コミュニケーション障害32.5％の順で多い。比率の合計が100を越えるのは、いろいろな障害を複数以上もつ人がいるためである。

表 6 - 30 障害種類別障害者数
ー健康とメディカル・ケア調査80～81年ー

性, 年齢	人数	身体障害 %	コミュニケーション 障 害 %	移動障害		
				全てのレベル %	居住に限定 %	支援が必要 %
計	5,135,151	84.9	32.5	61.9	6.8	7.2
男	2,318,236	81.4	32.3	56.6	6.9	3.9
女	2,816,915	87.7	32.6	66.3	6.7	9.9
年齢						
0～14歳	178,555	58.7	54.7	33.2	11.6	7.5
15～29歳	298,395	58.2	49.2	25.5	4.1	0.9
30～44歳	457,283	77.1	27.0	39.4	4.8	2.7
45～59歳	1,029,499	85.6	21.4	59.7	4.9	4.2
60～74歳	1,640,547	89.7	26.2	65.0	4.7	4.6
75歳以上	1,530,872	89.7	42.5	77.3	10.8	14.5

注) 日常活動で困難をもつ人で在宅の人数である

3 障害者の就業と失業

障害者割当雇用制度との関連でその適用雇用者数がわかる。そこには、具体的には以下の障害者が含まれている。

- ・ COTOREPによって認定された障害労働者
- ・ 職業上の事故の被災者あるいは障害程度10%以上の恒久的障害・疾病者
- ・ 稼得能力の2／3以上を喪失した障害年金受給者
- ・ 障害をもつ軍人など

なお、87年の法改正で注目すべき点は、適用対象企業の範囲を従業員規模10人以上から20人以上としたこと、労働での事故による恒久的障害では10%未満を適用除外としたこと、障害年金の観点から法の適用を容易にしたこと、などである。

民間部門については、85年、86年、88年の調査があるが、雇用者数の減少傾向がみられる（表6-31）。これには、87年の法改正による影響で、改正前に多く含まれていた障害程度10%未満の労災被災者などが除外されたためである。最新の88年の雇用者数は22万人である。この数値は、法律の適用対象事業所のすべてをカバーしている。

公共部門については、87年調査があり、雇用者総数は4万人である。この調査は、中央政府と関連がある従業員の半数しか把握していないという限界をもっている。

表 6-31 一般的环境での障害就業者数
— 障害者雇用割当制度適用者調査88年 —

年, 部門	適用障害者数
1985 計	
公共部門	
民間部門	510,660
1986 計	
公共部門	
民間部門	474,343
1987 計	
公共部門	38,857 *
民間部門	
1988 計	
公共部門	
民間部門	223,783

注) 87年に法改正

* この調査は中央と関係している従業員の半数しか把握していない

88年の民間における雇用者総数22万人について、その産業分野をみたのが表 6-32である。障害雇用者のうち55.4%と半数以上が製造業で雇用されている。健常者を含む就業者全体と比較すると、製造業への偏りが大きい。また、市場でのサービス業は、就業者全体の比率よりも低い

表 6-32 一般的环境での民間における産業別就業障害者数
— 障害者雇用割当適用者調査88年 —

産業	1988年 障害者		1987年 * 就業者全体
	人数	%	%
農業	855	0.4	1.5
エネルギー	1,113	0.5	1.7
製造業	124,001	55.4	24.6
建設・土木	14,725	6.6	6.6
商業	17,414	7.8	15.6
運輸	13,963	6.2	7.3
銀行・保険	8,884	4.0	9.0
市場でのサービス	27,069	12.1	33.7
非市場でのサービス	15,752	7.0	
分類不能	7	0.0	
民間部門計	223,783	100	100

* Eurostat " Employment and unemployment " 1989

ことが注目される。

障害者の保護的就業についてみたのが、表6-33、34、35である。障害者は、インペアメント、あるいは肉体的、精神的能力の減退のために、仕事を確保したり実際上の仕事（能力）の減退を抑えることが必要な状態にある者である。その障害の状態はCOTOREPで判定されて、一般的環境で就業するのか、あるいは保護的環境で就業するのか、訓練体系に入るのか、が決められる。

保護的就業に従事している成人の障害者数総数を、労働関連施設(work establishment)における障害者調査でみると、1987年の総数は7万人である（表6-33）。保護的環境での就業に関する統計では、保護的工場（AP）のカテゴリーの中にCDTDを含め、労働支援センター（CAT）とあわせて、これら三つの生産、訓練単位を労働関係施設と呼んでいる。表6-33でAPとCATの就業者を合計すると87年では7万人である。前述した労働関係施設の就業者の95.9%が、APとCATで就業していることがわかる。

表6-33 保護的環境での就業者数
—労働関係施設における障害者調査87年—

年	保護工場(AP) (Sheltered workshop)	労働支援センター(CAT) (Aid centre for work)	労働関係施設 (Work establishment)
1980		43,161	
1982	2,846	48,623	
1983	3,552	53,246	60,290
1985	5,383	60,503	
1987 計 男 女	6,276	64,875	74,228 45,560 28,668

注) 成人障害者のみである。労働関係施設のなかには、保護工場（A.P.）（この中にはC.D.T.D.を含む）、労働支援センター（C.A.T.）、ガイダンスセンター、再訓練センター、実験施設にいる障害者を含む。

なお、表6-33の労働関連施設には、それ以外に、ガイダンスセンター(guidance centre)、再訓練センター(re-training centre)、実験事業所(experiment establishment)を含んでいる。なお、再訓練センターには、リハビリテーション、職業リハビリテーションが含まれている。しかし、これらの合計は労働関連施設の就業者全体の4%にすぎない。

「フランスの保護的就労制度における最も目立つ特徴の一つは、APとCATの二重構造である。そして、その中では、APとCATのそれぞれが保護的就労の対象者全体の中で独自の対象者層を有している」(サモイほか [1993])⁸⁾ という。保護的就業の主要な三つのセンターについて、さらに詳細にみると以下の通りである。

a. APとCDTD

保護的工場(AP)と在宅で仕事を配分するセンター(CDTD)は、営利の経済生産の単位で、特別の環境のもとで報酬のある活動を障害者につくりだしている。CDTDは、企業から受けた注文と障害従事者への仕事配分の両者を調整している。この二つには同じ規則が適用されている。障害者に必要な特別の環境は、職業訓練で一般的環境のもとでの就業へ移行することを容易にするためのものである。この対象となる障害者は、通常的能力の1/3以上とされている。

APとCDTDの就業者は、87年には6千人であり、労働関係施設全体のなかで占める比率は、8.5%と低い(表6-33)。年齢別では、35歳未満が、58.3%と半数以上を占めている(表6-34)。これらは経済的生産単位であるため、生産性維持が必要であることが影響しているかもしれない。

b. CAT

CATは、通常的能力が1/3未満の障害者で、仕事に対する潜在的素質はあるが、通常の労働生活ができる環境にはない、一時的あるいは恒久的障害者を受け入れている。CATでは、労働条件を緩和させた活動を提供して、その従事者を保護的工場(AP)に入れ、その後は一般的な環境で働くことができるようにすることを目的としている。

APやCDTDの就業者に比べ、CATの就業者は6万人と多い。労働関係施設全体に占める比率も87.4%と非常に高い(表6-33)。年齢別では、35歳未満が72.3%と多く占めている(表6-34)。

表 6 - 34 労働関係施設の年齢別障害者数
 - 労働関係施設における障害者調査87年 -

年齢	労働関係施設の障害者	
	A. P + C. D. T. D. * 労働能力が 1 / 3 以上	C. A. T. * * 労働能力が 1 / 3 未満
25歳未満	744	13,603
25～34	1,923	31,304
35～44	1,114	12,786
45～54	568	3,280
55歳以上	222	800
計	4,571	61,773

* 保護工場（A.P.）と在宅作業配分センター（C.D.T.D.）の成人

* * 労働支援センター（C.A.T.）の成人

労働関係施設における障害者調査では、労働関連施設全体における成人障害者の主要インペアメント種類別就業者数を把握している。労働関係施設の就業者総数 7 万人のうち、64.3 % が知的障害者(mental retardation)である(表 6 - 35)。

サモイほか [1993] には、表 6 - 34 の A P（C D T D を含む）と C A T の就業者の障害種類別データがある。それによると、A P では精神薄弱者が 35.1 %、運動機能障害が 34 %、精神障害者が 12.8 % を占めている。これに対して、C A T では、精神薄弱者が 73.9 %、精神障害者が 18 % を占めており、両者の施設の性格の違いを示唆している。なお、社会ケアや医療ケアを中心とする「デイセンター」では、12,541 人が就労しており、そのうち、精神薄弱者が 57 %、精神障害が 16 % を占めている。精神薄弱者のうち重度者が占める割合は、A P や C A T に比べとくに高いのが特徴である。

表 6 - 35 労働関係施設の障害種類別障害者数
 - 労働関係施設における障害者調査87年 -

障害の種類, 性		労働関係施設の障害者	
		人数	%
知的障害			
- 重度	計	10,782	14.5
	男	6,318	13.9
	女	4,464	15.6
- 中度	計	25,370	34.2
	男	14,449	31.7
	女	10,921	38.1
- 軽度	計	11,589	15.6
	男	6,684	14.7
	女	4,905	17.1
身体障害	計	12,571	16.9
	男	7,946	17.4
	女	4,625	16.1
言語障害	計	276	0.4
	男	184	0.4
	女	92	0.3
聴覚障害	計	1,044	1.4
	男	662	1.5
	女	382	1.3
視覚障害	計	1,564	2.1
	男	1,158	2.5
	女	406	1.4
運動機能障害	計	7,191	9.7
	男	5,439	11.9
	女	1,752	6.1
内部障害	計	2,127	2.9
	男	1,610	3.5
	女	517	1.8
重複障害	計	771	1.0
	男	465	1.0
	女	306	1.1
不明	計	943	1.3
	男	645	1.4
	女	298	1.0
計	計	74,228	100
	男	45,560	100
	女	28,668	100

障害者のうち失業障害者数については、職業安定機関（ANEP：The National Employment Agency）が、毎月、公表している。ANEPでは、「仕事を探している人」のカテゴリーを、障害、健常を問わずに以下の3区分でとらえ、適用している。

- 1：とくに定めがない期間のフルタイムの仕事をすぐ探している人
- 2：とくに定めがない期間のパートタイムの仕事をすぐ探している人
- 3：特定期間のフルタイムかパートタイムの仕事をすぐ探している人

表6-36の失業障害者数には、1989年を除いて毎年12月末（89年は10月）における「仕事を探している」人のすべてのカテゴリーを含んでいる。89年の失業障害者総数は5万人、男性が女性よりも多い。

表6-37、表6-38は、上記のカテゴリー1の「とくに定めがない期間のフルタイムの仕事をすぐ探している人」に限定している。その比率は、障害失業者全体の86.1%を占め、ほとんどが深刻な失業状態にあることがわかる。

年齢別では、25～39歳層の失業者が多いことを示している（表6-37）。障害程度別では、中度が57.5%を占めている。障害程度は、COTOREPによって、障害率の計算結果にもとづき、以下の三つに区分されている。カテゴリーAは、軽度、一時的障害、カテゴリーBは、中度、永続的障害、カテゴリーCは、重度、恒久的障害である。

表6-36 失業者総数
—失業障害者調査89年—

年、性		障害をもつ失業者数
1985	計	38,656
	男	28,385
	女	10,271
1986	計	48,001
	男	34,884
	女	13,117
1987	計	51,794
	男	37,166
	女	14,628
1988	計	53,375
	男	37,814
	女	15,561
1989	計	54,770
	男	38,456
	女	16,314

表 6 - 37 年齢別失業障害者総数
—失業障害者調査89年—

年齢	人数	%
18歳未満	9	0.0
男	8	0.0
女	1	0.0
18～24	4,725	10.0
男	2,962	8.5
女	1,763	14.1
25～39	19,974	42.3
男	14,165	40.8
女	5,809	46.4
40～49	12,347	26.2
男	9,518	27.4
女	2,829	22.6
50～54	6,881	14.6
男	5,467	15.8
女	1,414	11.3
55～59	3,083	6.5
男	2,438	7.0
女	645	5.2
60歳以上	181	0.4
男	118	0.3
女	63	0.5
計	47,200	100
男	34,676	100
女	12,524	100

* 失業者のうち、「とくに定めがない期間のフルタイムの仕事を探す人」についてのみである。

表 6 - 38 障害程度別失業障害者総数
—失業障害者調査89年—

障害程度	人数	%
A : 軽度(Light and stable)	11,431	24.2
男	8,159	23.5
女	3,272	26.1
B : 中度(Moderate and stable)	27,135	57.5
男	20,190	58.2
女	6,945	55.5
C : 重度(Serious and permanent)	8,634	18.3
男	6,327	18.2
女	2,307	18.4
計	47,200	100
男	34,676	100
女	12,524	100